

**商 法** (配点 40 点)

以下の設例を読んで、設問に解答しなさい。

**【設例】**

- 1 Y 株式会社（以下「Y 社」という。）は、化学薬品製造販売事業と健康食品製造販売事業を行う東京証券取引所市場第 2 部に株式を上場する取締役会・監査役会設置会社である。近年、化学薬品製造販売事業の業績が低迷し、この事業を東京証券取引所 1 部上場会社の Z 株式会社（以下「Z 社」という。）に引き受けてもらいたいと考え始め、Y 社を分割会社、Z 社を承継会社とする吸収分割を Z 社に打診したところ、Z 社もそれに乗り気で、吸収分割の条件について注文をつけてきた。
- 2 Z 社の条件は、化学薬品製造販売事業の吸収分割の対価として、客観的な企業価値は 10 億円を下らないのに 7 億円という安い対価にしてほしいというものであった（以下「本件吸収分割」という。）。Z 社が入手した M 信託銀行及び N 経営コンサルタント会社のそれぞれの鑑定評価書では、本件吸収分割の対価は 10 億円との記載がなされていた。Y 社としては、Z 社に化学薬品製造販売事業を引き受けてもらうためには 7 億円を飲む以外にはないと思った。
- 3 令和 3 年 6 月 27 日、Y 社株主総会において、Y 社の株式を 15% 保有する Z 社もその議決権を行使してかろうじて本件吸収分割の議案は可決され、吸収分割の効力発生日は令和 3 年 8 月 1 日と定められた。
- 4 10 年以上前から Y 社株式を 5% 保有する株主 X は、Y 社及び Y 社株主にとって不利益となる本件吸収分割に反対で株主総会においても反対票を投じた。

**【設問 1】** (配点 20 点)

令和 3 年 7 月 15 日の時点で、株主 X は、会社法 831 条 1 項 3 号に基づく株主総会決議の瑕疵を訴訟で争いたいと思っている。この株主総会取消訴訟は認容されるか検討しなさい。

**【設問 2】** (配点 20 点)

吸収分割の効力発生日前の令和 3 年 7 月 15 日の時点で、X は、本件吸収分割を阻止するため、会社法 784 条の 2 に基づく吸収分割差止請求訴訟を提起し、併せて民事保全法 23 条 2 項に基づき吸収分割差止の仮処分を申し立てた。この訴訟及び仮処分は認容されるか検討しなさい。

以上